

大牟田市立宮原中学校いじめ防止基本方針

【前文】

平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行された。いじめは、どの学校にも起こり得る問題であり、いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年の10月いじめ防止等のための基本的な方針が、文部科学大臣決定事項として示された。国の基本的な方針に基づき、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

また、平成30年度に改定された国や福岡県いじめ防止基本方針および大牟田市いじめ防止基本方針等をふまえて、平成30年度に見直しを行った。

1 基本方針

「様々な集団での学習活動を送る学校において、いじめは常に起こり得ることである。」との認識を自覚し、まず、いじめの未然防止の観点から学校の教育活動全体を通じいじめを生まない風土を構築する。生徒をいじめに向かわせないために、学習規律を確立し基礎的な学力を身につけさせ、すべての生徒が認められているという実感（自己有用観）をもつことができるよう教育課程の充実を図る。また、「いじめをしない・させない・見逃さない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

（法によるいじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に対する本校の取組

(1) 宮原中学校学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法第13条の規定により、学校は、学校いじめ防止基本方針（以下、「学校の基本方針」という。）を定めなければならない。そこで、本校では、策定にあたり、国の基本方針、福岡県の基本方針、大牟田市の基本方針、および『「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A』（国立教育政策研究所）を参考にする。学校の基本方針には、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などに係る具体的な内容を記し、方針が適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。なお、策定した宮原中学校の基本方針については、学校のホームページや学校通信等の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に、説明することとする。

本校は、いじめの防止等のため、宮原中学校いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力した体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を策定し推進する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 宮原中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 宮原中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 宮原中学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
また、宮原中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、

校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

法第22条の規定により学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となつて組織的な対応を促進する「学校におけるいじめの防止等の組織」を設置することとなっている。そこで、本校では、「宮原中学校いじめ対策委員会」を設置する。また、大牟田市教育委員会と連携の上、心理福祉の専門家等の外部の専門家を学校の組織の構成員とし、必要に応じて活用することができる体制を構築する。また、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応する。「宮原中学校いじめ対策委員会」の組織の主な役割としては、次のようなものがある

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ③いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ④いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤いじめに係る情報があった時に、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対する調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑥いじめに関係のある生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う役割
- ⑨個別面談や相談の受け入れ、及びその集約を行う役割

(3)いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

本校の基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況の評価するとともに、「宮原中学校いじめ対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすとともに、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。なお、評価・検証に際しては、福岡県教育委員会や大牟田市教育委員会が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果等を参照する。

(4)関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に大牟田警察署等と連携していく体制を構築することが必要である。いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、大牟田市のいじめ連絡協議会加盟機関との連携も進めていく。

(5)いじめの防止等のために学校が実施する取組

ア いじめを生まない教育活動の推進

- 命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、教科・道徳・「宮原タイム」・特別活動の充実、命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係を育む教育活動の実施等の取組を推進する。
- 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個々の生徒の障害の特性への理解を深めるようにする。また、海外から帰国した生徒や外国人生徒、国際結婚保護者を持つ生徒に対するいじめや、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は、原子力発電所事故により避難している生徒に対するいじめを防止するため、正しい理解の促進や、学校として必要な取組を行う。
- インターネット上のいじめに係る早期発見に努めるとともに、いじめをいまない指導を行う。

イ いじめの早期発見

- 福岡県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用し、いじめ問題に対する取組の一層の充実を図る。
 - ・いじめアンケート等の月1回の実施
 - ・教育相談活動
 - ・「早期発見チェックリスト」の実施
 - ・「学校生活アンケート」の実施
 - ・相談ポストの設置と相談の実施
 - ・SCやSSW等との連携

- 相談・通報等を受けた場合、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに大牟田市教育委員会に報告する。その際、法が規定するいじめの相談・通報への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する速報及び調査結果を作成し、大牟田市教育委員会へ提出する。

ウ いじめの早期対応

- 生徒指導委員会を毎週開催し、学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、大牟田市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- 出席停止制度等の適切な運用及び各学校における毅然とした組織的対応の徹底を図り、大牟田市教育委員会と連携し、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、大牟田市いじめ対策委員会や福岡県教育委員会が設置しているいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- 組織的な対応を推進するために以下の点を中心に指導体制の充実を図る。
 - ・生徒指導主事をいじめコーディネーターとして位置づける。
 - ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施
 - ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立

エ いじめに対する措置

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。

※ 行為が止んでいない場合は、改めて相当期間設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点について、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

- いじめが「解消に至っていない」段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえる事を踏まえ、職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

オ 生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図る。
- 子どもホットライン24相談窓口や大牟田市の教育相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を周知する。
- 法務省人権擁護局事業の「子ども人権SOSミニレター」の活用を行う。
- 教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化する。

カ 教員研修の充実

- 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校の基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- 福岡県教育センターや大牟田市教育研究所と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等を行う。

キ 保護者・地域等への働きかけ

- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など関係団体等と連携した取組を推進する。
- 家庭におけるネットいじめへの理解やネットいじめの早期発見の促進のために、福岡県が作成した家庭用リーフレットにより、ネット上のいじめに関する内容を周知する。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに関するリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布などを行い、家庭への啓発活動を推進する。
- いじめ防止に係る取組をホームページや学校通信等で紹介し、保護者や地域の方々への学校の取組の周知と啓発を行う。

ク 適切な学校評価・教員評価

- 学校評価の中のいじめに関する評価については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、結果を以後の取組に活かす。
- 学校いじめ防止基本方針が宮原中学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
(例)・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、安易に「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えることなく、上記に示した「第1号の例」や「第2号の相当の期間」を踏まえ、重大事態が発生したものとして慎重に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の対処として実施する事項

① 重大事態の調査

大牟田市教育委員会は、重大事態に係る報告を受けた場合には、事案の経緯や特性・被害の程度・いじめられた生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、事態への対処及び再発防止のための調査を行う主体を学校と市教育委員会のどちらにするのかを判断する。

- 本校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に、事態発生について報告を行い、事実関係の明確化及び事態への対処・再発防止のための調査を行なう。
- 本校は、市教育委員会の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするよう努める。
- 本校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査を行うための組織

- 本校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「宮原中学校いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家の構成については、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、調査の公平性・中立性を確保する。

③ 事実関係を明確にするための調査

- 「事実関係を明確にする」とは、調査において、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 調査は、因果関係の特定を急がず、速やかに客観的事実関係の把握に努める。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、大牟田市教育委員会・宮原中学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に内容を聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- 入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

〔自殺の背景調査における留意事項〕

- ・「生徒の自殺」という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- ・いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、国の基本方針が示す調査の指針を参考とする。
- ・調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・調査に当たっては、遺族の切実な心情を認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、生徒へのアンケート調査や一斉聴取調査を含む詳しい調査を実施する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意できるように努める。
- ・背景調査においては、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めるために、事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ・学校が調査を行う場合においては、大牟田市教育委員会の情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮を行う。

④ その他の留意事項

- 学校における調査の結果、重大事態であると判断した場合においても、重大事態の全貌の事実関係を明確にしたとは限らず、一部を解明したにすぎない場合もあり得る。このことから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、これまでの調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を行う。
- 学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、風評等が流れたりする場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- 調査の主体者は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うとともに、生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

- 学校は、調査結果については、大牟田市教育委員会を通して、大牟田市長及び福岡県教育委員会に、それぞれ報告する。
- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、大牟田市長及び福岡県教育委員会にそれぞれ送付する。